

今川氏の制札の研究

富 澤 一 弘 ・ 佐 藤 雄 太

Study on Seisatsu of Imagawa-Clan

Tomizawa Kazuhiro · Sato Yuta

序 章

第1節 研究の目的

筆者等はこれまでに戦国期における制札の研究、殊に関東甲信越地方を中心にその検討を行ってきた(未刊行論文「戦国期における制札の研究—関東甲信越地方を中心として—」平成22年1月)。そこでは制札の増減と、その際に起こった出来事の関連性や各勢力の制札発給の特徴を検討した。特に後北条氏・武田氏においては「制札」「禁制」「高札」などの文書の文頭表記に注目し、時代・地域・発給者などにより文頭表記を使い分けていることを明らかにした。

また、後北条氏では支配力の強い地域においては「禁制」を用い、一方、武田氏では本国甲斐以外では「高札」を用いる傾向があるなど、制札は領国支配の点でも注目できることがわかった。

本論文では、先述の後北条氏・武田氏、後には徳川氏との関係の深い今川氏における制札の研究を行い、今川氏の領国支配を制札の観点から検討していきたい。

第2節 今川氏と収集した史料について

ここで今川氏について簡潔に述べておく。今川氏は足利氏の有力な支族であり、南北朝時代には今川貞世(了俊)が侍所頭人・九州探題として活躍し、その後代々駿河国守護を世襲することになる。氏親の代に戦国大名へ転換し、義元時代には三河国まで領国を広げたが、永禄3年(1560)、桶狭間の戦いにより、義元が織田信長に討たれたことで勢力は衰えた。そして永禄11年に武田・徳川氏に攻められ、戦国大名としての今川氏は滅亡した。

このように今川氏は、戦国時代以前より足利氏の名門として東海地方にあったが、本論文ではこれまでの研究との比較や史料の収集状況から、戦国大名へと転換した氏親の時代から扱うこととした。

史料の収集については、戦国大名今川氏の文書の多くを網羅しているとされる静岡県編『静岡県史』史料編7中世3(静岡県、平成6年3月)、今川氏の三河国支配に詳しい愛知県史編さん委員会

参考 制札一覧表の一部

元・西暦	日付	文種	文種	文種	文種	文種	文種	文種	文種	文種	文種		
明応5	1496	7月18日	今川氏親判物	なし	文(1箇条)	文類の上部に花押	今川氏	遠江国	静岡県掛川市大野	長松院文書	寺内における甲乙人の乱妨・猥褻の禁止	今川氏親	長松院宛
6	1497	7月18日	今川氏親判物	なし	文(1箇条)	文類の上部に花押	今川氏	遠江国	静岡県掛川市万葉会	華嚴院文書	華嚴院での乱妨・猥褻の禁止	今川氏親	華嚴院宛
文亀2	1502	11月21日	今川氏親禁制	禁制	3箇条	文類の花押	今川氏	遠江国	静岡県静岡市音羽	清水寺所蔵長谷寺文書	竊盗・甲乙人の乱妨・猥褻の禁止	今川氏親	新長谷寺宛
永正1	1504	9月1日	今川氏親禁制	禁制	文(1箇条)	はじめの花押	今川氏	相模国	鶴岡八幡宮	鶴岡八幡宮文書	竊盗・甲乙人の乱妨・猥褻の禁止	今川氏親	鶴岡八幡宮宛
3	1506	8月25日	今川氏親禁制	禁制	文(1箇条)	はじめの花押	今川氏	遠江国	静岡県湖西市	本興寺文書	当寺での甲乙人の乱妨・猥褻の禁止	今川氏親	本興寺宛
3	1506	11月15日	今川氏親禁制	禁制	文(1箇条)	はじめの花押	今川氏	三河国	岡崎県岡崎市大和町字富市場	妙源寺文書	当寺での軍勢の乱妨・猥褻の禁止	今川氏親	明眼寺(妙源寺力)宛
4	1507	9月8日	今川氏親判物	なし	文	はじめの花押	今川氏	駿河国	静岡県静岡市清水区橋ヶ谷	真珠院文書	当院での甲乙人の乱妨・猥褻の禁止、禽獣の糞生の禁止、山林での竹木の切取の禁止	今川氏親	真珠院宛
5	1506	10月16日	今川氏親判物	なし	5箇条	はじめの花押	今川氏	駿河国	静岡県藤枝市本町	長楽寺文書	山林での竹木の切取の禁止、寺には修行人を置き、禁制については無いようにすること、雑人を高僧に入れられないこと、通信することの禁止	今川氏親	長楽寺宛
6	1506	6月13日	今川氏親判物写	なし	文	はじめの花押	今川氏	不明	国文学研究資料館所蔵 紀伊国和歌山本願寺田舎紙押紙集土記編纂史料所収書中古文書考	陣衆の乱妨・猥褻の禁止、理不尽な高僧の禁止	今川氏親	不明	
8	1511	9月21日	今川氏親禁制	禁制	2箇条	文類の禁制の後に花押	今川氏				寺内での竹木の切取の禁止、陣衆・甲乙人が乱入することの禁止	今川氏親	大洞院宛
11	1514	8月18日	今川氏親禁制	禁制	7箇条	文類に印(印文未詳)	今川氏	駿河国	静岡県豊田郡吉岡町	清水寺所蔵長谷寺文書	寺籠衆を専へ、届すること、竹木の切取の禁止、荷物の禁止、馬を乗り入れること、糞の禁止、糞を糞すこと、修行者に宿を貸すこと、竹木の切取の禁止、草堂の刈取りの禁止、客人を入れること、禁止、道山・修行の禁止、城から来た使者が猥褻することの禁止、牛馬を放つこと、禁止	今川氏親	不明
18	1521	1月29日	今川氏親禁制写	制札	7箇条	文類の「制札」の下に書判	今川氏	遠江国	静岡県浜松市天竜区二保町岡蔵	致延寺文書	竹木の切取の禁止、草堂の刈取りの禁止、客人を入れること、禁止、道山・修行の禁止、城から来た使者が猥褻することの禁止、牛馬を放つこと、禁止	今川氏親	致延寺宛

参考 地域別一覧表の一部

計	天文元年	駿河国	今川氏	徳北条氏	計	天文元年	遠江国	今川氏	計		
			18	7				1			
0		計	18	7	25	計		1	1		
	なし	真珠院	1	今川氏親	天文2年8月		定	摩訶般若寺	1	今川義元	天文3年5月
	禁制	堀伏庵	2	某(今川氏)	天文5年6月		「宛所」之事	真福寺	1	今川義元	天文9年4月
	禁制			今川義元	天文12年7月		「宛所」之事	円水坊	1	今川義元	天文9年4月
	なし	慶壽寺	1	今川義元	天文5年6月		「宛所」之事	天野与四郎	1	今川義元	天文9年11月
	「宛所」之事	安養寺	1	今川義元	天文5年9月						
	なし	法多寺	1	今川義元	天文5年10月						
	制札	善慶院	1	北条氏綱	天文5年2月						
	制札	大石寺	2	北条氏綱	天文6年2月						
	制札	妙蓮寺	1	北条氏綱	天文6年2月						
	なし	本門寺	1	北条氏綱	天文7年8月						
	定	願院寺	1	今川義元	天文8年2月						
	禁制	横渡院	1	北条氏綱	天文9年3月						
	定	大石寺	1	今川義元	天文11年6月						
	「宛所」之事	久能寺	1	今川義元	天文11年7月						
	禁制	塚津寺	1	今川義元	天文12年4月						
	定	高桑寺	1	今川義元	天文12年6月						
	禁制	堀伏庵	1	某(今川氏)	天文12年7月						
	なし	永海庵	1	今川義元	天文12年7月						
	なし	妙蓮寺	1	北条氏康	天文13年12月						
	「宛所」之事	清水寺	1	今川義元	天文13年閏1月						
	禁制	静居院	1	今川義元	天文14年1月						
	「宛所」之事	龍潭寺	1	今川義元	天文14年1月						
	禁制	願院寺	1	某(今川氏)	天文14年2月						
	制札	多門坊	1	六角宗季	天文14年7月						

『愛知県史』資料編10中世3(愛知県、平成21年3月)、愛知県史編さん委員会『愛知県史』資料編11織豊1(愛知県、平成15年3月)、今川氏文書の集大成であり、現在天文15年(1546)まで編纂されている久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻(東京堂出版、平成22年1月)を用いた。これらをもとに制札一覧表、地域別一覧表を作成し(本頁上・中段「参考」)、また以後の図表もこれらをもとに作成している。

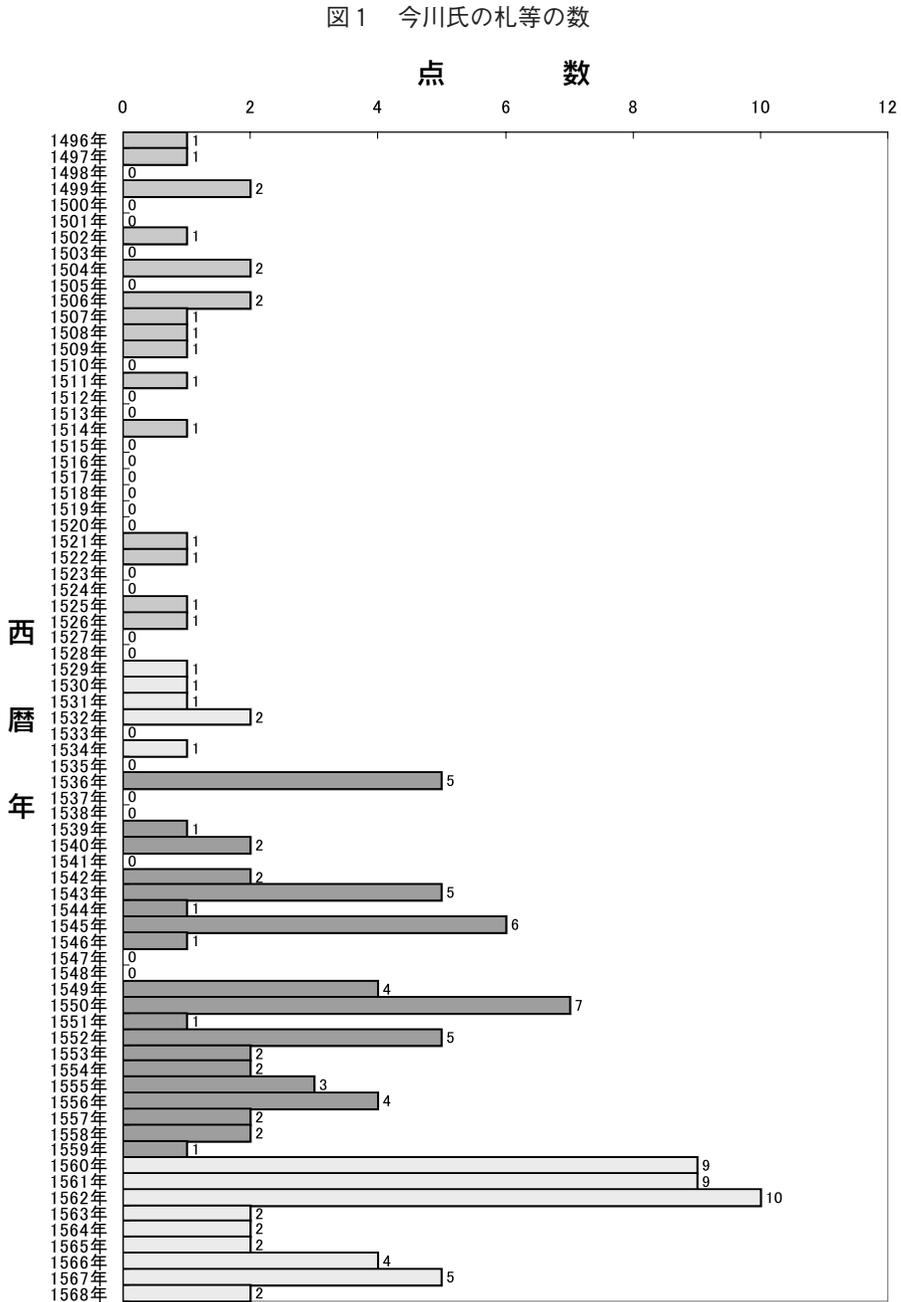
第1章 今川氏の制札の数量的な検討

第1節 今川氏の制札数の変遷

今川氏の制札の数量的な検討について筆者等は、前出論文においても行なったが、その時点で70

通であった。しかし今回さらに史料を収集し、今川氏に関する制札とそれに類するものを現在125通まで集めることができたので改めて検討していく。

制札とそれに類するものを1年毎の点数で表すと【図1】のようになる。



この制札の数の増減がどのような意味を持つかを検討することで、制札の歴史的意義を数量的な点から明らかにしていく。ここでは制札が集中して出された時期にどのような出来事があったかを見ていく。

1) 明応5年(1496)から永正11年(1514)

この時期は今川氏親の時代で、制札がまだあまり見られない。しかし明応5年から永正11年ごろまで、制札は少数ではあるが連続して出されている。これはこの時期、今川氏が遠江国守護斯波氏や三河国松平氏と激しく争っていたためと考えられる。

そして氏親は永正5年(1508)には遠江国守護職となり、同14年には同国を完全に平定しているため、この時期は制札の数が少なくなっていたと思われる。

永正18年以降の少し制札の増えている時期は、ある程度の領国安定化をふまえたものと考えられる。今川家では大永4年(1524)には、遠江国での検地、同6年の今川仮名目録の制定などを行っており【註1】、そのなかで制札も諸役の免許等を目的とするもの【史料1-1】が多く出されたと推測される。

【史料1-1】

久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻(東京堂出版、平成22年2月) 162頁

○三六九 今川氏親禁制 ○湖西市鷺津・本興寺文書

(今川氏親
花押)

禁制

- 一 家風人等菟角之沙汰事
- 一 棟別之事
- 一 普請人足之事
- 一 飛脚之事
- 一 竹木伐取之事

右、依当寺為無縁所、此条々停止畢、仍如件、

大永貳年五月二日

(湖西市
鷺頭法華堂)

2) 天文3年(1534)から天文17年(1548)

この時期で制札が多いのは、まず天文5年(1536)である。この年は今川家当主氏輝とその弟彦五郎が没し、今川義元と玄広恵探の間で家臣を巻き込む家督争いである花倉の乱が行われた。

そしてこの争いに勝利し家督を継いだ今川義元は、戦争が終結したことと、自身が当主となったことを示す必要があったため、その際に制札も多くの場所に発給されたと考えられる。

また、義元が今川家当主となった翌天文6年（1537）に前述の河東一乱が起こる。この争いは天文14年10月に武田氏の仲介により和睦するまで続くことになり、この間制札も多く出された。

3) 天文18年（1549）から永禄2年（1559）

今川義元はこの時期武田・後北条両氏と同盟し、三河国・尾張国への経略を進めていた。その勢力は最盛期を迎えており、支配はある程度安定していたようで、村山浅間神社（富士宮市）には3、4年の間隔で5月に制札が出される【註2】など、平時における制札が多く出されたと考えられる。

4) 永禄3年（1560）から永禄11年（1568）

永禄3年、当主今川義元が桶狭間において織田信長に討たれ、氏真が当主となった。この時期も制札は前時代と同様に出ており、先の浅間神社にもまた制札が出されている。これは新たな当主である氏真の権威を示すことと、義元討死後の混乱を収束させる目的もあったと考えられる。

ただし領国支配は安定していたわけではなく、松平元康（徳川家康）の離反・独立とそれに伴う内応、井伊直親の討伐など多くの問題が起き、ついに永禄11年には武田氏の侵攻を受けて戦国大名今川氏は滅びることとなった。

【註】

- (1) 国史大辞典編集委員会『国史大辞典』1（あーい）（吉川弘文館、昭和54年1月） 786頁
- (2) 静岡県編『静岡県史』史料編7中世3（静岡県、平成6年3月） 827・849・1028・1255頁

第2節 数量的検討の結果

ここまで今川氏の制札数の変遷とその背景について検討してきたが、制札の数に動きがあった場合、そのほとんどは歴史的な理由を見ることができるといことがわかった。ここから今川氏の場合においても、制札の数はなにかが起こった際、その影響を強く受けることは明らかであり、制札はその当時の状況を最もよく示すもののひとつと言えるだろう。

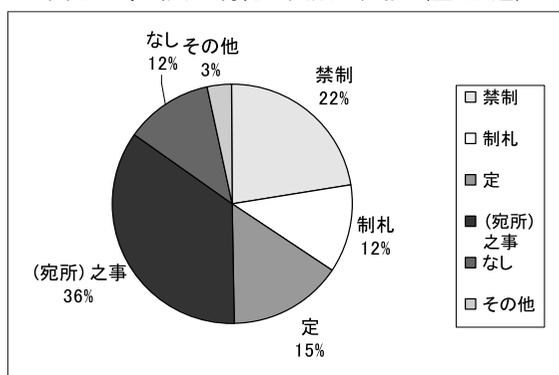
しかし、今川氏における制札の数は義元・氏真時代は多く残っているが、氏親・氏輝時代のものは多いとは言えない。この時代については制札の観点のみから当時の状況を判断することは難しく、他史料での裏づけが必要であろう。

第2章 今川氏の制札の文頭表記の検討

第1節 今川氏の制札全体の文頭表記の割合

この章では今川氏の制札の文頭の表記がどのように書かれており、そこにどのような傾向がある

図2 今川氏の制札の文頭の表記（全125通）



かを検討していきたい。なおこれ以降「禁制」「高札」など制札とほぼ同じ意味の言葉が出てくるが、繁雑を避けるため、特にことわりのない限り制札の語を用いる。

この文頭の表記には「制札」「禁制」「定」「条々」など様々あるが、その文言により内容が区別されているわけではない。むしろ内容よりも時代・発給者・地域から文言を決定している傾向が、筆者のこれまでの後北条・武田氏の制札の研究では見ることができた。

そこで後北条・武田両氏とも関係の深い今川氏でも文頭の表記でなにか傾向があるか、またその他の点で様式に傾向があるかを検討していく。

まずは、今川氏全体の制札を見てみる【図2】。

今川氏の制札の文頭の表記の割合は「(宛所)之事」が36%と最も多く用いられている。この「(宛所)之事」とした様式は、まず宛所等が書かれ、その次に所領安堵などの内容が書かれる様式である。例えば「駿河国久能寺領浦寄木等之事」といった書かれ方である。

この様式の文書では諸役免許等とともに制札で定められる「乱妨狼藉」「竹木切取」の禁止が記されている場合も多く、制札に近い性質を持つので今川氏においては制札の一種として収集した。

この「(宛所)之事」以外では「禁制」「制札」「定」の表記が多く、この割合は後北条・武田両氏と似た傾向である。

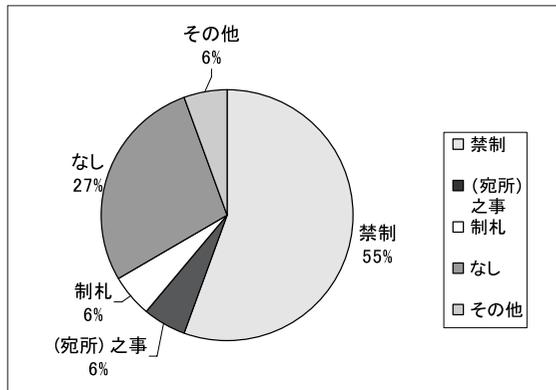
次節からはそれぞれの時代ごとに文書の様式や割合を見ていく。

第2節 今川氏親時代の制札

今川氏親の制札とそれに類するものは18通あり、禁制が最も多い【図3】。

最も早いものは明応5年(1496)の遠江国長松院(静岡県掛川市大野)宛のものである【史料2-1】。

図3 今川氏の親時代の制札の文頭の表記（全18通）



【史料2-1】

久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻（東京堂出版、平成22年2月） 50頁

○一〇〇 今川氏親判物 ○掛川市大野・長松院文書

(今川氏親)
(花押)

於当寺長松院、甲乙人等濫妨狼藉者、速可処嚴科者也、仍而如件、

明応五年七月十八日

この文書はとても簡潔で文頭に制札等の文言がないが、甲乙人の乱妨狼藉の禁止という制札の典型的なことが定められている。永正3年（1506）遠江国本興寺宛に、文頭に「禁制」と書かれた乱妨狼藉の禁止を定めた文書が出されているため【註1】、【史料2-1】文書は氏親時代の初期の制札であると思われる。

次に禁制の文言であるが、内容は後の時代のもとは異なる文書を見してみる【史料2-2】。

【史料2-2】

久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻（東京堂出版、平成22年2月） 70頁

○一五一 今川氏親禁制

○静岡市葵区音羽町・清水寺所蔵長谷寺文書

(今川氏親)
(花押)

禁制

一参詣之輩及歌吹声事

一入夜参詣并通夜事

一同宿衆、旦者辰刻以前、夕者酉刻以後、出入門外事、但急事時無伴而出入之事

右、於違犯之族者、所可処嚴科如件、

文亀二年十一月廿一日

(静岡市葵区)
新長谷寺

この文書は「禁制」と書かれているが、典型的である乱妨狼藉の禁止や竹木の切取が定められていない。内容については具体的な禁止事項が書かれており、実際に寺で起こっていたことを寺側からの申請で禁止した可能性が高い。そのためこの文書は、特異性のある制札となったと考えられる。永正11年8月宛所不明の禁制【註2】もこの文書に似ており、寺の要求で出されたものは他にも多くあったと推測される。

またこれ以外の今川氏親の制札の特徴として、花押や朱印は文頭にあり、権威の高さをうかがわせる。しかしこの様式は後の時代になると変化していくことになる。

この時期の今川氏の制札は簡潔なものが多く、比較的長いものもあるが、様式は様々であった。これは寺社などの要求により、その都度発給されたものが多かったからだと思われる。それはまだこの時期、遠江国・三河国での争いが続いており、支配が安定していなかったのが最大の理由であろう。

後の義元時代には、今川氏が最盛期となり定期的に同様な制札が出されるようになる。

【註】

(1) 久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻(東京堂出版、平成22年2月) 82頁

(2) 久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻(東京堂出版、平成22年2月) 119頁

第3節 今川氏輝時代の制札

この氏輝の代に出された制札は6通と少なく、(宛所)之事4通、制札1通、表記なし1通であった。しかし、この時期に注目する文書も何点かあったのでそれを見ていく。

氏輝は大永6年(1526)に家督を相続するが幼少であったため、母である寿桂尼がかわって制札を発給していることもあった【史料2-3】。

【史料2-3】

久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻(東京堂出版、平成22年2月) 202頁

○四六一 寿桂尼朱印状 ○富士宮市上条・大石寺文書

駿河国富士郡^(上)うへ野の郷之内大石寺^(富士宮市)門前^(諸役)しよやくならひにむねへちとうの事^(棟別)

右、先年^(今川氏親)喬山^(判形)めんきよのはんきやうをなしをかるゝところに、他所にあつけしつきやくと云々、^(預)しさい長池九郎左衛門尉親能^(書)しよ状まきれなきゆへ、御きめとして申うけらるゝ間、^(先例)せんれいに

まかせて

^(門前)もんせんむなへちか^(加籠)かろう^(材木等)さいもくとうをもたする人足、^(天役)諸てんやくめんきよをはんぬ、竹木を^(切取)きりとり、或^(殺)はせつ生或^(狼毒逆乱)はらうせきいらんのやからあらは、はやくちうしんのうへ、^(孔明)きうめいあるべき者也、仍如件、

(印文「帰」)

享^三禄^三年三月十九日

大石寺

このように寿桂尼は女性であるためか、平仮名を含む文書が残っており、ここでは先代氏親時代の諸役の免許を認めている。また享禄5年には、内容のまったく同じで、平仮名部分を漢字としている文書が氏輝によって出されており【註1】、今川氏として正式な文書であったことがわかる。

次に氏輝の出した「定」の文書を見てみる【史料2-4】。

【史料2-4】

久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻(東京堂出版、平成22年2月) 210-211頁

四八七 今川氏輝判物 ○正林寺文書

定 ^(今川氏輝)
(花押)

- 一遠州国源山昌桂寺、依為桂山菩提所、当地^(今川義忠)領新野池^(御前崎市)新田令寄進之事
- 一自今以後於彼新田、惣百姓・代官不可有他綺事
- 一地頭之百姓下人等、棟別・諸国役永為不入閣之事但他郷之家不可移作事
- 一百姓等会下普請、每事於致無沙汰輩者、可遂弘事
- 一於其城国方又者最貞者、不可成其綺事

右、於此旨違犯之族者、堅可加下知者也、仍如件、

^(天文元年)享禄五年九月三日

昌桂寺

この文書は「定」の文言が用いられているが、制札でよく定められるような乱妨狼藉の禁止などの内容とは違うものが多い。武田氏では「定」が出された場合、それを受けた者が周囲に知らせる禁止用件などを木札に写し、それを立てることも見られ【註2】、その内容は制札と同様のものがほとんどである。

この時代の今川氏の「定」は周囲に禁止することを知らせ、安全を確保するような制札とは異なるのであろう。

氏輝時代は制札が少ないが、前述の寿桂尼文書と氏輝文書のように同様式の文書が出され、また

先代氏親時代と同様に権益を保証する文書が発給されるなど形式が定まっていたように思われる。

【註】

- (1) 久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻（東京堂出版、平成22年2月）210頁
- (2) 佐藤雄太修士論文「戦国期における制札の研究—関東甲信越地方を中心として—」（平成22年2月）4-5頁

第4節 今川義元時代の制札

今川義元の時代となると、「(宛所)之事」が最も多くなり、それ以外の禁制・制札・定がほぼ同じ割合となっている【図4】。

「(宛所)之事」の文書は先述したが、禁止条項だけでなく、諸役の免許についても書かれているものがほとんどである。そのため「(宛所)之事」の文書は戦時に出されたものというより安定期に権利を保証するものが多く、その割合が多くなったことは、今川氏の安定化を示していると推測できる。それは今川氏が義元時代に最盛期となったことからわかる。

次に、今川義元の発給した「定」をしてみる【史料2-5】。

【史料2-5】

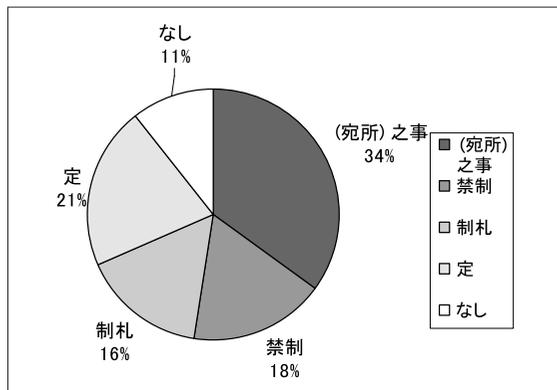
静岡県編『静岡県史』史料編7中世3（静岡県、平成6年3月）537頁

一五八三 今川義元禁制 大石寺文書○富士宮市上条

定 (花押)

一殺生禁断之事

図4 今川義元時代の制札の文頭の表記（全57通）



- 一於当寺門前、甲乙人等不可狼藉事
- 一寺中諸沙汰、真俗共速可有裁許事
- 一雖権門之被官人、号檀那寺中、善惡之儀綺之事
- 一至于寺之郎従以下在家人等、自他非道之儀不可申懸事
- 一門前不可致馬場事
- 一門前江入荷物、押買不可狼藉事
- 一竹木切取事

右条々、於違犯之輩者、速可処嚴科者也、仍如件、

天文拾一年^{壬寅}六月十二日

(駿河国富士郡)
大石寺

今川氏輝時代では「定」は制札と違う性質のものであったが、義元時代のこの文書は「殺生禁断」「竹木切取」の禁止など制札に近い内容となっている。また前節に武田氏の「定」を例に出したが、その初見は弘治2年（1556）であり【註1】、この今川氏の様式を武田氏も使用したと考えられる。この他にも今川氏の様式が他家に継承された例を見てみる【史料2-6】。

【史料2-6】

久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻（東京堂出版、平成22年2月） 285頁

○七一六 今川義元朱印状

○静岡市清水区北矢部町・新定院所蔵永寿寺文書

□（印文「義元」I型）

駿河国村松之内永壽庵門前參間之事

右、押立・四分一人足并竹木見切等事、一切停止之、若於違乱之族者、可加下知者也、仍如件、
天文十二^{癸卯}

七月十三日

この文書にある「四分一役」は「しぶいちやく」と読む。これは「普請人足役のことで、領国中の郷村に一率に賦課された諸役の一つであり、（中略）在家四軒に一人の割合で徴発された」【註2】ものである。

この「四分一役」は今川氏の後、遠江・駿河両国を支配した徳川氏にも引き継がれた【史料2-7】。

【史料2-7】

中村孝也編新訂『徳川家康文書の研究』上巻（日本学術振興会、昭和55年3月） 188頁

遠江本興寺に與へたる諸役免許状（元龜三年二月）

遠江國布知郡鷺津本興寺之事

一家風人等、當寺中之儀、兎角不可沙汰、是非之成敗者、宜任住持之意事

一陣僧・飛脚並棟別免許之事

一竹木見伐並四分一・普請人足・押立等、免許之支

一造營鍛冶・番匠諸役免許之事

一於園林・海渚殺生停止之、並舟役

右條々任先判形旨、爲無縁所、永令免除之訖、末寺之本壽寺事、如前々免之、大□七郎右衛門尉、鵜殿休庵爲檀那令言上子細之間、悉令領掌之、一圓爲不入之上者、諸奉行人・地頭・代官不可有其綺者也、仍如件、

元龜三壬申年

二月日

家康 在 御判

本興寺

[本興寺文書] ○遠江

この文書の出された本興寺は永正3年（1506）に今川氏親の制札が発給されるなど、長く今川氏から保護を受けていた場所であり、徳川氏はその事情を踏まえて、様式を継承したと考えられる。

これらのように今川氏の文書の様式は、他の大名にも使われる場合があり、この時点では優れており、確立していたのではないだろうか。

また、義元時代において花押や朱印は文頭だけでなく、本文後の官途名などの後にある文書も多くみられる。これは状況や相手によって態度を変えていたためと考えられるが、地域や時代による傾向を見出すことができなかった。この点については今後の課題としたい。

【註】

(1) 柴辻俊六・黒田基樹編武田氏編1巻（東京堂出版、平成14年4月） 184頁

(2) 小和田哲男編『今川氏の研究』（清文堂、平成12年11月） 202頁

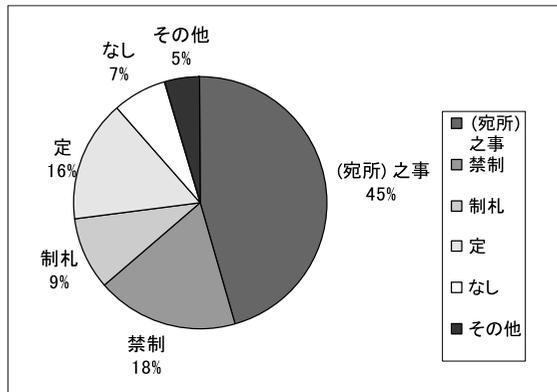
第5節 今川氏真時代の制札

永禄3年に今川義元が織田信長に討たれた後には、今川氏真の時代となるが、この時期は「(宛所)之事」と表記された文書がさらに多い割合となっている。

このように「(宛所)之事」の文書が多い理由として、義元討死後に権威の失墜を防ぐため、大量に権益を認める制札を出したためではないかと考えられる。

また氏真も諸役の免許など先代までの権益を保証する文書を多く出している。氏真はこのなかで条目を増やしている文書が多く見られる【史料2-8】。

図5 今川氏真時代の制札の文頭の表記（全44通）



【史料2-8】

静岡県編『静岡県史』史料編7中世3（静岡県、平成6年3月） 1058頁

二八一五 今川氏真禁制写 判物証文写今川四〇内閣文庫所蔵
 定 ^(今川氏真)
 (花押)

一殺生禁断之事

一於当寺門前甲乙人等不可狼藉事

一寺中諸沙汰真俗共、速可有裁許事

一雖権門之被官人、号檀那、寺中善悪之儀、不可有綺事

一至于寺家、郎従以下在家人等、自他非道之儀、不可申懸事

一門前不可致馬場事

一門前江入荷物、不可押買狼藉事

一竹木截取事

一雖為大宮之役、就無前々儀者、不可及其沙汰事

一門前商買之物、不可有諸役事

一於門前前々市無之処、只今立之儀令停止之事

右条々、任天沢寺殿袖判之旨、堅所申付也、若於違犯之輩者、依注進可加下知者也、仍如件、

永禄参_申年

八月十七日

^(駿河国富士郡)
 大石寺

この文書は、11箇条と制札としては非常に多い。大石寺には天文11年（1542）にも義元により制札が出されているが【註1】、これは8箇条であり、氏真時代には後の3箇条が追加された。これ

らは「門前商売」や「市」など商業的条目であり、この時代に必要性が増していたと思われる。

他には義元時代と氏真時代における制札で大きな違いは見られず、むしろ先の大石寺のように義元時代を踏襲している場合が多くみられる。

【註】

- (1) 静岡県編『静岡県史』史料編7中世3（静岡県、平成6年3月） 537頁

終章 結論と今後の課題

今回、今川氏の制札についての研究では、制札の数量的検討、制札の様式の変化などを検討することができた。今川氏の制札の様式は、先代の様式を重視する部分が多く、簡略化の方向には進んでいなかったように思われる。

しかし、今川氏の制札の様式は一部徳川氏に継承されるなど、十分に浸透しており、寺社や在地勢力の支配において、様式的に当時優れていた可能性は十分にあったと思われる。

また、今回の研究で文頭の表記についても検討を行なったが、地域や内容などによる傾向は明確には見出せなかった。定期的に同所に出される場合も何点か見たが、同じ様式で出されるとは限らず、まだ研究の深化が必要であると感じた。今後は寺社の権威や大名家との関係などから、検討していきたいと考えている。

(とみざわ かずひろ・本学経済学部教授／

さとう ゆうた・本学大学院経済・経営研究科博士後期課程)

【主要参考文献】

- 愛知県史編さん委員会『愛知県史』資料編10中世3（愛知県、平成21年3月）
愛知県史編さん委員会『愛知県史』資料編11織豊1（愛知県、平成15年3月）
小和田哲男編『今川氏の研究』（清文堂、平成12年11月）
久保田昌希・大石泰史編『戦国遺文』今川氏編第1巻（東京堂出版、平成22年1月）
国史大辞典編集委員会『国史大辞典』1（あーい）（吉川弘文館、昭和54年1月）
静岡県編『静岡県史』史料編7中世3（静岡県、平成6年3月）